

第 1 編 総 則

第 1 章 目的

第 1 節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、曾於市防災会議が作成したもので、市域にかかる災害対策に関して、市の処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

【参考】資料 1－1：曾於市防災会議条例

資料 1－2：曾於市災害対策本部条例

第 2 節 国・県の防災計画との関係

この計画は、防災基本計画及び鹿児島県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

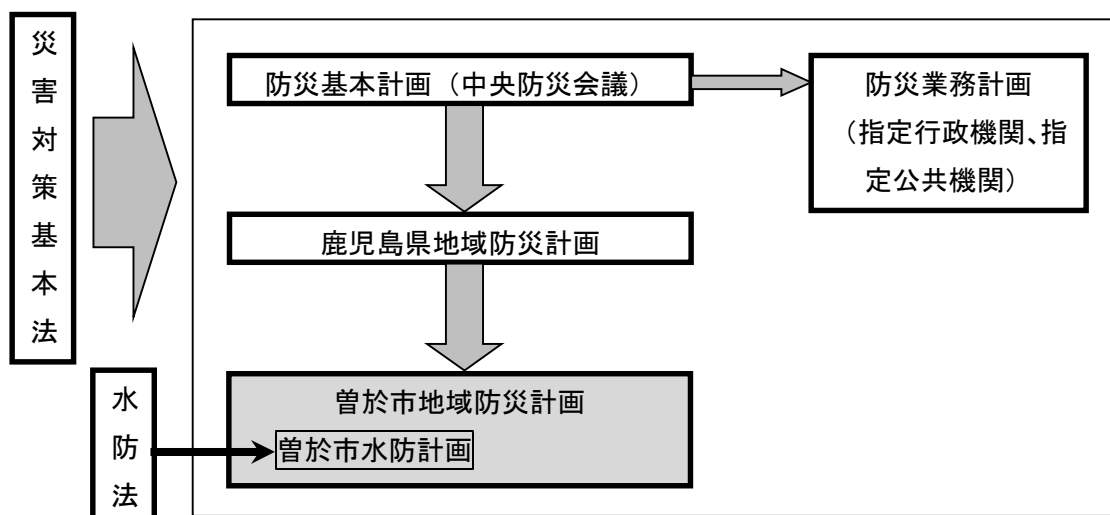


図 1－1 防災基本計画及び鹿児島県地域防災計画等との関係

第 3 節 市の危機管理対策における地域防災計画の位置づけ

本計画は、本市の危機管理対策における曾於市国民保護計画及び曾於市危機管理指針と並ぶ三本柱の 1 つとし、それぞれ想定される事象について、各種対策を定めるものとする。

(1) 危機の定義

本市における「危機」とは、次に掲げる事態をいう。

- | |
|--|
| ① 市民等の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じる恐れがある災害・事件・事故 |
| ② 円滑な市政運営に重大な支障が生じる事件・事故 |

(2) 危機の種類と想定される事象

危機の種類	想定される事象
① 災対法で規定する災害	・風水害、地震災害及び火山災害・原子力災害等特殊災害
② 武力攻撃事態対処法で規定する武力攻撃事態等（武力攻撃予測事態及び緊急処理事態を含む。以下同じ。）	・武力攻撃 ・武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為
③ 上記以外の重大な事件・事故	・有害化学物質事故、感染症（SARS、新型インフルエンザ等）の蔓延、家畜感染症の発症、重大な食品・飲料水の事故、市有施設等における事件・事故など

このうち、本計画においては、①の危機について定めるものとし、②の危機については「曾於市国民保護計画」、③の危機については「曾於市危機管理指針」に基づき、各種対策を定めるものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときは、市防災会議において、これを修正する。各機関は、関係のある事項について、毎年、市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。

第5節 計画の周知

本市及び防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、日頃から防災に関する訓練等を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

第6節 計画の構成

本計画の構成は次のとおりである。

第1編 総 則 本市に影響を及ぼすと想定される災害と計画の基本的な考え方、本市及び防災関係機関等が災害に対して処理すべき業務の大綱等を規定する。

第2編 一般災害編 集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について規定する。

第3編 地震編

地震による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本について規定する。

第4編 特殊災害編

航空機事故、鉄道事故、道路事故、危険物等災害、林野火災、火山災害など大規模な事故災害時の特有な予防対策や応急対策について規定する。

資料編

上記の各種対策に関連する様式、資料、参考資料を掲載する。

第2章 防災関係機関の事務及び事務の大綱

曾於市地域にかかる防災に関し、曾於市及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 曾於市

- (1) 市防災会議に係る業務に関すること
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- (4) 災害の防御と拡大の防止の対策に関すること
- (5) 罹災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること
- (6) 被災した市管理施設の応急対策に関すること
- (7) 災害時における文教、保健衛生、警備対策に関すること
- (8) 災害対策要員の供給・あっせんに関すること
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること
- (10) 災害時における水及び食糧の確保
- (11) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること
- (12) 被災施設の復旧に関すること
- (13) 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (14) 災害対策に係る隣接市町間の相互応援協力に関すること

2 曾於警察署

- (1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること
- (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事項に関すること

3 大隅曾於地区消防組合

- (1) 消防、水防、救助その他の応急措置に関すること

4 自治会、公民館等

- (1) 自治会住民の自己対策に関すること
- (2) 自治会地域の防災対策及び被害調査への協力に関すること
- (3) 自治会住民の避難、救助及び救護等の協力に関すること

5 曾於市社会福祉協議会

- (1) 被災者及び避難者の救援及び救護の支援に関すること
- (2) 福祉救済ボランティアに関すること

6 那覇市農業協同組合

- (1) 組合員に対する農業に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導
- (2) 災害時における主要食糧及び物資の需給対策に関すること

- (3) 燃料供給の確保に関すること
- (4) 共同利用施設の災害応急対策に関すること
- (5) 被災農業者に対する融資又はその斡旋に関すること

7 曾於市森林組合

- (1) 林業者に対する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導
- (2) 災害応急資材需給対策に関すること
- (3) 被災林業者に対する融資又はその斡旋に関すること

8 曾於農業共済組合

- (1) 罹災農家に対する被害調査及び保険金の支給等に関すること
- (2) 災害時における家畜の防疫対策に関すること

9 曾於市商工会

- (1) 商工業者に関する防災、災害応急対策及び災害復旧に関する指導
- (2) 災害時における物資の需給及び価格安定対策に関すること
- (3) 被災商工業者に対する融資又はその斡旋に関すること

10 医療機関・社会福祉関係施設及び団体

- (1) 災害時における被災負傷患者等の収容保護に関すること
- (2) 災害時における収容患者の避難誘導及び避難訓練に関すること
- (3) 災害時における医療、助産等の救助に関すること

11 曾於市ふるさと協議会

- (1) 被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 被災箇所からの障害物の障害物の除去及び応急の復旧
- (3) 応急資機材の確保に関すること

12 市内金融機関

被災者に対する資金の融資及び斡旋に関すること

13 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること

第3章 市及び市民、事業所の基本的責務

1 市

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、市民参加型での実践的な防災訓練やワークショップ等を通じ、災害発生時に自らがとるべき行動を学び、自助・共助意識の醸成を図る。

2 市民

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市民はこの原点に立ち、日頃から自主的に風水害などの災害に備え、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・消防機関等行政が行う防災活動と連携・協力する必要がある。

また、市民は風水害等に対しての警戒・避難活動等における隣保互助等により、被害を未然に防止し、あるいは最小限に止めるため、相互に協力するとともに、市が実施する防災業務について、自発的に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の確保のため努めなければならない。

3 事業所

事業所の事業者（管理者）は、市及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに、事業の実施に当たっては、従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持、地域への貢献などの役割を果たすなど、その社会的責務を自覚し、災害を防止するため最大限の努力を払わなくてはならない。

第4章 市の地勢と災害記録及びその特性

1 地勢

本市は、北緯31度38分、東経131度01分、鹿児島県の東部を形成する大隅半島の北部、宮崎県との県境に位置し、北部地域は大淀川支流に開け、都城盆地の一角をなし、南部は菱田川流域に広がる地域となっており、東西約30km、南北31kmの長靴型を呈しており、面積は390.39km²ある。

東部は山岳地帯、中央部は平坦地帯、西部は高原地帯をなし、河川は東部より北部の市境界付近を都城市へ流れる大淀川、市南部の境界付近を志布志市へ流れる菱田川、東部山岳地帯を志布志市へ流れる安楽川の3河川がある。地形は大部分が3河川とその支流にはさまれた台地状をなし、台地上は主に畑地で台地下の河川流域は水田が多い、台地上と台地下の標高差が30～80mありかつ急峻な傾斜面を呈しているうえに土質も本県特有の軟弱なシラス土壌のため、集中豪雨等にみまわれると崖崩等による災害を受けやすい自然条件下にある。

2 気象概況

(1) 一般気象

都城測候所（統計年数30年 昭和56年～平成22年）

気象名 月 別	気 温 (°C)			風 速 (m／s)	日照時間	降水量 (mm)
	平 均	最 高	最 低			
1月平均	5.8	11.8	0.6	1.6	167.9	61.6
2月 "	7.4	13.3	2.1	1.9	152.3	101.4
3月 "	10.7	16.4	5.5	2.1	155.4	177.8
4月 "	15.4	21.3	10.0	2.0	163.9	200.8
5月 "	19.4	25.0	14.6	2.0	164.5	218.6
6月 "	22.6	27.1	19.0	2.2	115.3	447.6
7月 "	26.5	31.3	23.0	2.2	176.9	371.6
8月 "	26.7	31.7	23.0	2.1	185.1	340.3
9月 "	23.9	29.0	20.1	2.0	152.7	288.8
10月 "	18.6	24.4	13.8	1.8	175.6	115.3
11月 "	13.0	19.1	7.8	1.5	157.4	82.2
12月 "	7.8	14.2	2.3	1.5	172.3	58.7
年 平 均	16.5	22.0	11.8	1.9		
年 合 計	—	—	—	—	1,939.6	2,481.8

(2) 特殊気候

都城測候所（統計年数30年 昭和56年～平成22年）

発生日・測値		第1位		第2位		第3位	
気象名		年 月 日	測 値	年 月 日	測 値	年 月 日	測 値
台風 (m／s)		S26. 10. 14	51.4	H 5. 9. 3	46.7	S29. 9. 7	45.5
地震 (震度)		S45. 7. 26	5	S36. 2. 27	5	S35. 3. 4	4
日雨量 (mm)		H17. 9. 5	429.0	S57. 8. 26	400.5	S46. 8. 29	344.5
時間雨量 (mm)		H24. 7. 22	96.5	H20. 8. 5	76.5	S24. 6. 19	73.5
連続雨量 (mm)		S23. 6. 24 ～ 7. 23	1046.0	H 5. 7. 27 ～ 8. 2	851.0	S27. 9. 4 ～ 9. 11	822.0
連続早天日 (日)		S48. 11. 10 ～12. 27	52	S31. 11. 11 ～12. 29	49	S29. 10. 21 ～11. 23	34
気温 (°C)	最高	H 6. 7. 15	37.1	H19. 7. 27	36.7	S58. 8. 3	36.7
	最低	S45. 1. 18	-9.8	S20. 1. 19	-9.4	S51. 1. 24	-9.3
湿度	最少 (%)	H17. 5. 16	7.0	H20. 3. 11	8.0	H16. 3. 31	8.0

3 災害記録

(1) 台風及び集中豪雨（参考記録・末吉町）

発生の日付	災害の種類	災害の内容		
		種 別	数 量	被害額
S20. 9. 16 ～ 9. 17	台 風	死 者	3 7 名	
		負傷者	4 0 名	
S44. 6. 29 ～ 7. 8	集 中 豪 雨 〔 総雨量 928mm (市観測) 〕	死 者	1 名	
		負傷者	5 名	
		全 壊	3 戸	
		半 壊	2 戸	
		耕地・土木災害		6 億 6 千万円
S44. 8. 22	台 風 9 号	負傷者	1 名	1 千万円
		全 壊	2 戸	
		半 壊	2 1 戸	
		一部損壊	4 7 戸	
H 5. 6. 2 ～ 8. 6	集 中 豪 雨 〔 総雨量 2,037mm (市観測) 〕	死 者	1 名	
		負傷者	1 名	
		一部損壊	1 戸	
		床下浸水	8 戸	
		耕地災害	2 1 1 件	4 億 6 千 3 百万円
		土木災害	7 4 件	4 億 2 千 2 百万円
H 5. 9. 2 ～ 9. 3	台 風 1 3 号 〔 総雨量157mm 最大瞬間風速 50m/s (市観測) 〕	半 壊	2 戸	
		一部損壊	8 戸	
		床下浸水	8 戸	
		耕地災害	4 7 件	8 千万円
		土木災害	5 8 件	4 億 2 千 4 百万円
H18. 7. 5 ～ 7. 6	集 中 豪 雨 〔 総雨量268mm 時間最大88mm (大隅町坂元) 〕	全壊（住居）	1 戸	
		床上浸水	1 8 戸	
		床下浸水	3 7 戸	
		耕地災害	5 8 9 件	8 億 7 千 4 百万円
		土木災害	3 9 件	1 億 4 千 6 百万円
H22. 7. 3	集 中 豪 雨 〔 総雨量347mm 時間最大79mm (財部町中谷) 〕	全壊（住居）	3 戸	
		床上浸水	1 8 戸	
		床下浸水	3 3 戸	
		耕地災害	2 6 0 件	5 億 3 千万円
		土木災害	1 5 9 件	4 億 7 千 9 百万円

(2) 火災

平成28年中（1月～12月）の発生状況

発生月	末吉				大隅				財部				計				非火災
	建 物	林 野	車 両	そ の 他	建 物	林 野	車 両	そ の 他	建 物	林 野	車 両	そ の 他	建 物	林 野	車 両	そ の 他	
1月	1												1	0	0	0	0
2月	1												1	0	0	0	2
3月	1				1								2	0	0	0	2
4月	1			1									1	0	0	1	0
5月			1										0	0	1	0	2
6月									1				1	0	0	0	0
7月	1								1				2	0	0	0	0
8月	1								1				2	0	0	0	1
9月													0	0	0	0	0
10月	1		1						2				3	0	1	0	1
11月			1										0	0	1	0	0
12月			1					1			1		0	0	2	1	3
計	7	0	4	1	1	0	0	1	5	0	1	0	13	0	5	2	11
総計	12				2				6				20				11

平成28年中の火災の発生件数は20件（前年18件）で、内訳は建物火災13件（前年10件）、林野火災0件（前年1件）、車両火災5件（前年6件）及びその他の火災2件（前年1件）であり、この他非火災（小規模なその他の火災等）が11件（前年7件）となっている。

平成28年中の火災に対する消防団員の出動状況は、火災・非火災・誤報延べ22件（前年15件）で1,181人出動（前年704人）、火災1件当たりの出動人員は53.7人（前年46.9人）となっている。

4 災害の特性

本市は、水に対して極めて軟弱なシラス土壌によって形成されていることに加え、台風や集中豪雨の頻度も高い。このため、崖崩れ、地すべりによる土木施設・家屋などの被災、河川の氾濫による農地・農業用施設の埋没・浸水など災害が発生しやすい。